「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」に抗議し、差別と偏見のない多文化共生社会の実現を求める会長声明

2025年5月23日、出入国在留管理庁（入管庁）は、「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」と題する資料（以下「ゼロプラン」という。）を公表した。

このゼロプランの策定目的について入管庁は、「ルールを守らない外国人により国民の安全・安心が脅かされている社会情勢に鑑み、不法滞在者ゼロを目指し、外国人と安心して暮らせる共生社会を実現する」ためであると説明している。

しかしながら、そもそも「ルールを守らない外国人」とは具体的にどのような外国人を指すのか、また、「国民の安全・安心が脅かされている社会情勢」は何を根拠として判断されているのかといった点について、前者は国会において一応の説明がなされているものの、後者は、ゼロプラン公表後3ヶ月余を経た現段階においてもなお、入管庁から十分な根拠を示した説明はなされていない。よって、ゼロプランに対してはその策定目的自体に大きな疑問を持たざるを得ない。

加えて、ゼロプランのもたらす悪影響も計り知れない。

まず、「ルールを守らない外国人」という安易な否定的表現を政府があえて用いることにより、日本に在留する外国人全体が排外主義と差別に晒されるリスクが増大することが想定される。そして、これがヘイトスピーチをはじめとする人権侵害を助長し、ひいては日本社会の分断へとつながっていくことが強く懸念される。

さらに、入管庁がゼロプランで打ち出している具体的施策の中では、収容や送還の対象として難民申請者に焦点が当てられている。日本の極めて不透明な難民認定制度と極めて低い難民認定率の下においては、迫害の危険のある出身国に難民申請者の送還が強行されるリスクが大きいといわざるを得ず、難民条約や拷問等禁止条約に定めるノン・ルフールマン（不送還）原則に違反する事態の発生が危惧される。

また、難民申請者以外でも、様々な事情により出身国への帰国ができず、あるいは日本での在留継続を必要とする当事者が様々な類型で存在するが、ゼロプランによってこれら人権・人道上の配慮を要する当事者の収容や送還が強行されるおそれも増大している。

このように、ゼロプランについては、その策定根拠自体に強い疑念がある上に、その実施によって当事者と日本社会に取返しのつかない悪影響をもたらす懸念があることから、当会はゼロプランの策定と実施に強く反対する。

むしろ、今こそ必要なのは、外国人の人権が保障されるとともに多様性が尊重される社会である。非正規滞在状態の解消は、適正な難民認定や人権・人道に基づいた在留特別許可の推進によっても相当程度達成されるはずであることに鑑みれば、政府においては、まずもってこれらにかかる入管実務の改善と改革に注力するべきである。あわせて、政府が率先して真の多文化共生社会の構築に向けた実効的施策を打ち出すことを、改めて強く求める次第である。

2025（令和7）年9月17日
東京弁護士会会長　鈴木 善和

安保法制成立後 10 年経過にあたり、改めて同法制が違憲であることを確認する会長声明

1　2015（平成27）年9月19日に平和安全保障法制（以下「安保法制」という）が成立してから、10年が経過した。

安保法制は、2014年に安倍内閣が安全保障環境の激変を理由に行った憲法解釈を変更する閣議決定に基づいて成立したものであり、集団的自衛権の行使容認に加え、住民保護における武器使用の容認、他国の戦闘行為に対する後方支援、武器等防護などの規定が含まれている。

2　日本国憲法は、前文及び9条において徹底した恒久平和主義を定めており、政府も、歴代内閣において、憲法上、自衛のための実力行使については専守防衛・必要最小限度に限定されており、集団的自衛権の行使は憲法9条に違反するものであって現行憲法の下では認められないとの立場を堅持してきた。

しかるに、安倍内閣による憲法解釈の変更及び安保法制の制定は、歴代内閣法制局長官、最高裁判事経験者、大多数の憲法学者が反対し、日本弁護士連合会及び当会を含む全ての単位弁護士会が反対声明を発出するなか、強行採決を経て行われたものであり、実体的にも手続的にも極めて大きな問題を有していたものである。

3　このように、安保法制は、本来憲法改正手続によらなければ成立し得ない内容を憲法解釈の限界を超えて制定したものであり、憲法9条のみならず、憲法の基本原理である立憲主義にも反するものである。

4　全国22の地裁で25件の安保法制の違憲性を問う訴訟が提起された結果、2023年12月5日に仙台高裁が言い渡した判決は、他国に対する武力攻撃の発生を契機とする集団的自衛権の行使が、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況が、客観的、合理的に判断して認められる場合にのみ限定されることを前提として、違憲性が明白であると断定することまではできないとした。

当該判決は、一連の訴訟中初めて一定の憲法判断に踏み込んだ点で評価できるとともに、集団的自衛権の行使を憲法適合的に行うことは実際には困難であって、不可能に近いことを暗に示したものと理解できる。

一連の訴訟では未だ裁判所に係属中の事件も複数あるところ、裁判所においては徒に憲法判断を回避することなく、司法として正面から問題に向き合い違憲審査権を適切に行使する姿勢が求められているというべきである。

5　当会は、我が国が、憲法が容認しない軍備増強や軍事同盟化に突き進むことなく、憲法が定める武力によらない平和の実現を尊重することを強く求めるとともに、改めて安保法制の違憲性を指摘し、その廃止または憲法に適合する内容への改正を強く求めるものである。

2025（令和7）年9月19日
東京弁護士会会長　鈴木 善和

臨時国会での再審法改正の実現を求める会長声明

１年前の今日10月９日、静岡４人強盗殺人・放火事件（いわゆる「袴田事件」）の再審公判における無罪判決が、検察官の上訴権の放棄により確定した。

無罪判決までに、袴田巌さんの逮捕から58年、最初の再審開始決定から10年もの歳月を要したということは、我が国の再審制度が機能していないことを如実に示しており、刑訴法第４編「再審」（以下、「再審法」という）の改正はまさに待ったなしの状況である。再審法の改正に向けて、2024年３月11日に超党派の国会議員により「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」（以下「議連」という）が設立された。本年６月18日、議連により、衆議院に「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」（以下、「本法案」という）が提出され、衆議院法務委員会に付託され、継続審議となっている。

本法案は、①再審又は再審の請求に係る被告事件の裁判等に関与した裁判官の除斥及び忌避、②再審の請求の手続に係る規定の整備（期日の指定、裁判長の手続指揮権等）、③再審の請求の手続における検察官保管証拠等の開示命令等、④再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止を内容としている。本法案は、これまで日弁連が求めてきた再審法改正の内容と軌を一にしており、評価できるものである。

他方、再審法改正に関しては、鈴木馨祐法務大臣（当時）の諮問により、本年４月21日以降、法制審議会刑事法（再審関係）部会（以下、「法制審部会」という）において審議が行われており、本法案の上記①～④を含む14項目の論点が対象となっている。

しかし、本法案の上記①～④を含む再審法の改正について、検察官・検察庁と密接な関係がある法務省が事務局を務める法制審部会が主導的な役割を担うことについて、強い懸念を表明せざるを得ない。

冒頭で挙げた袴田事件のみならず、本年７月18日に再審無罪判決が言い渡された福井事件等の数々のえん罪事件によって、再審法の不備は明らかとなっているところである。

それにもかかわらず、法制審部会の審議においては、再審法改正を求める意見がある一方で、再審手続における証拠開示を極めて限定的な範囲に止めようとする意見、再審開始決定に対する検察官の不服申立の禁止に消極的な意見、「現在でも再審手続は適正に運用されている」旨の意見等が見受けられるところである。また、14項目に及ぶ論点について、法制審部会における取りまとめには相当な期間を要することは明らかであり、法案化の目処はたっていないと言わざるを得ない。

言うまでもなく、国会は「唯一の立法機関」であり、「国権の最高機関」である。再審法改正について本法案が上程され、「全国民を代表する」国会議員の意思が示されているのであるから、本法案の審議が優先されることは当然のことである。法制審部会は単なる法務大臣の諮問機関にすぎない。法制審部会により、本法案の審議が制約されるようなことがあってはならない。

また、再審法改正は、何よりもえん罪被害者の速やかな救済に資するものでなければならない。本法案の上記①～④は、数多くある論点の中でもえん罪被害者の速やかな救済を実現するために必要不可欠なものである。

袴田事件の再審公判における無罪判決が確定して１年経過しても法案化の目処がたっていないという現状に照らし、当会は、国会に対して、今秋に予定されている臨時国会において本法案の審議を進め、本法案を可決・成立させることを強く求めるものである。

2025（令和7）年10月9日
東京弁護士会会長　鈴木 善和

東京三会令和７年９月大雨被害災害復旧・復興本部、東京三会令和７年台風第22号・第23号災害復旧・復興本部の設置についての会長談話

この度、令和７年９月の大雨による被害、及び令和７年台風第22号・第23号による被害により、甚大な人的・物的被害が発生しましたことに対し、被害に遭われた全ての皆様並びにそのご家族などに、心よりお見舞いを申し上げます。

この度の災害の規模と、被災された方々の生活再建の必要性を鑑み、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下、「東京三会」といいます。）は、共同して、「東京三会令和７年９月大雨被害災害復旧・復興本部」、及び「東京三会令和７年台風第22号・第23号災害復旧・復興本部」（以下、両本部を総称して「復旧・復興本部」といいます。）を設置いたしました。

東京三会は、この本部の下、連携を強化し、被災された皆様の生活及び事業の再建に向けた支援活動に、全力を挙げて取り組んでまいります。

弁護士は、基本的人権の擁護を使命としており、市民の皆様の生活の安寧を確保することは、私たち弁護士・弁護士会の重要な社会的使命であると認識しております。

自然災害に際しては、法律問題に留まらず、生活再建に係る様々な問題やご不安が生じます。私たちは、これまでの災害支援の経験も生かし、電話相談窓口の設置、自然災害債務整理ガイドラインのサポート、災害時ADRなど、具体的な支援策を速やかに講じ、被災された皆様の不安と負担を少しでも軽減できるよう尽力する所存です。

私たち弁護士・弁護士会は、皆様が一日も早く平穏な生活に戻れるよう、他の士業団体や関係機関とも積極的に連携を図り、継続的かつ全面的な支援活動を展開してまいります。

復旧・復興本部の具体的な活動内容につきましては、東京三会の各ウェブサイト等を通じて、随時お知らせしてまいりますので、ご確認いただければ幸いです。

2025（令和7）年10月14日
東　京　弁護士会 会長　鈴木　善和
第一東京弁護士会 会長　佐藤　彰紘
第二東京弁護士会 会長　福島　正義